

急 告

慰問小包に關する新規定が米國商工省七月十四日付發表されました

- 一、ストレプトマイシン、ペニシリン其他醫師の處方箋を要する醫藥を送ることを禁ず
 - 二、小包に二十五弗以上の物品を入れる事を禁ず
 - 三、毎週同一發送人より同一受取人宛一個限度の事
 - 四、米國外よりの註文は郵税一斤十四仙の割で支拂ふ事
- ストレプトマイシンに關しては弊社は直ちに日本支社宛一括輸出の方法により發送し、支社と緊密なる連絡の下に日本の税關規定に従ひ小包を發送申上げるべく取扱ひ方法を變更いたしましたから左様御了承願ひます。

七月十五日

羅府東一街三一四番

太平洋メールオーダー社